（少年警察活動規則の一部改正）

第四条　少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「の規定により」を「において」に改め、「差押え」の下に「、記録命令付差押え」を加える。

附　則

この規則は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年六月二十二日）から施行する。